

平成 27 年度指定管理者制度における労働条件審査の結果について

島根県大田市

1 目的及び市の役割

地域住民に安全かつ良質なサービスを、确实、効率的かつ適正に実施することを目的として、指定管理者のもとで働く従業員等の適正な労働条件の確保、労働環境の整備等が適正な状況であるかを確認するため、労働条件審査を行った。

なお、審査において指摘のあった事項については、市が適正な労働環境を整備するよう指定管理者に対して指導するとともに、改善の状況を確認している。

2 調査対象

施設名	指定管理者名	市所管課
大田市民会館	公益財団法人大田市体育・公園・文化事業団	教育委員会 教育部 社会教育課 文化・スポーツ推進室

3 審査方法

島根県社会保険労務士会へ業務を委託し、以下の審査を行った。

(1) 書類確認

あらかじめ指定管理者から提出された法定帳簿等に基づいて、就業規則等の書類から、法令で要求されている事項の記載を確認し、労働環境の全体像を把握した。

(2) 現地審査

事前に提出された就業規則等の運用状況や、各種帳簿等の整備・運用状況、各種届出の有無や適正を確認し、労働社会保険諸法令の遵守状況の評価・確認するため、指定管理施設に出向き現地審査を行った。

(3) 面接

就業規則等の運用状況を総合的に評価・確認するため、現地審査に併せて、審査実施者が指定管理者の従業員に対してヒアリングを行った。

4 審査の主な内容

(1) 労働基準法等に関する事項

就業規則、労働条件通知書・雇用契約書の記載内容、賃金台帳の法定記載事項等、労働者名簿、労働時間の適正把握、年次有給休暇、36 協定、割増賃金の計算方法、

育児休業制度・介護休業制度、労働者代表選任、退職

(2) 労働安全衛生法関係

健康診断、安全衛生教育

(3) 男女雇用均等法関係

母性健康管理、性別による差別的措置

(4) 健康保険・厚生年金保険法関係、労働者災害保険・雇用保険関係

保険関係加入要件、保険料

(5) その他

高年齢者雇用安定法関係、最低賃金法関係、その他

5 審査結果及び改善内容の概要

(1) 労働基準法関係

主な指摘事項	改善内容
①就業規則等 就業規則に次の規程を設けること。 ・母性健康管理の措置 ・育児・介護休業に関する規程 ・労働者代表者の選出規程	①この機会に就業規程全般を見直します。労働基準局の指導を得ながら規程を整備し、理事会に諮り承認を得て施行します。 (H28.6.8 新規程を大田市確認済み)
②労働条件通知書・雇用契約書 次の事項を明記すること。 ・時間外労働の有無 ・退職に関する事項 ・昇給・退職手当・賞与の有無 ・更新の有無・判断基準の明示	②労働条件通知書、雇用保険契約書に記載しました。
③労働時間の適正把握 労働日ごとに、始業・終業時刻を確認し記録すること。	③始業・終業時間を記録するよう実施しました。
④年次有給休暇 年次有給休暇の取得状況は管理簿の管	④月末に各部署において館長を交えて、次月の行事確認、休日調整などのミーティングを

<p>理により適正であるが、正職員の取得率が低い ため、年次有給休暇の取得しやすい環境を整えること。</p> <p>⑤36 協定 時間外・休日労働に関する協定を早急に締結し、所轄労働基準監督署へ届け出ること。</p> <p>⑥割増賃金の計算方法 管理監督者の深夜労働について適正な割増賃金を支給すること。</p>	<p>行い、休日を取得するよう指導します。</p> <p>⑤人事異動直前のため、人事異動実施後に4月中に協定を結び届け出ます。 (H28.6.8 届出を大田市確認済み)</p> <p>⑥管理監督者の深夜労働が発生しだい、実施します。</p>
--	--

(2) 労働安全衛生法関係

主な指摘事項	改善内容
<p>①健康診断 雇入れ時の健康診断を実施すること。また、健康診断実施後の有所見者について医師の意見を聴く等の事後措置を講ずること。</p>	<p>①次の職員採用から実施します。</p>

(3) 男女雇用均等法関係

主な指摘事項	改善内容
<p>①母性健康管理 就業規則に次の規程を設けること。 ・母性健康管理の措置</p>	<p>①この機会に就業規程全般を見直します。労働基準局の指導を得ながら規程を整備し、理事会に諮り承認を得て施行します。 (H28.6.8 新規程を大田市確認済み)</p>

(4) 健康保険・厚生年金保険法関係、労働者災害保険・雇用保険関係

主な指摘事項	改善内容
指摘事項なし	

(5) その他

主な指摘事項	改善内容
<p>①高年齢者雇用安定法関係 就業規則に次の規程を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定年及び再雇用制度 	<p>①この機会に就業規程全般を見直します。労働基準局の指導を得ながら規程を整備し、理事会に諮り承認を得て施行します。</p> <p>(H28.6.8 新規程を大田市確認済み)</p>